

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験問題

下記の問題は一般旅客自動車運送事業に関する記述です。  
正しいものには○、誤っているものには×を回答欄に記入して下さい。  
また、( )内にあてはまる語句を、下のA, B, Cから選んで回答欄に記号で記入して下さい。

1. 道路運送法の目的には、道路運送の利用者の利益を保護することが含まれています。

道路運送法第1条 回答 ( ○ )

2. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業です。

道路運送法第3条 回答 ( × )

3. 貸切バス事業を営業するためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。

道路運送法第4条 回答 ( ○ )

4. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

道路運送法第8条 回答 ( ○ )

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、利用者との間の契約に基づき運送ごとに設定し、運送終了後に国に報告します。

道路運送法第9条の2 回答 ( × )

6. 一般貸切旅客自動車運送事業の運送約款には、運賃及び料金の收受並びに事業者の責任に関する事項を定める必要はありません。

道路運送法第11条第2項 回答 ( × )

7. 一般旅客自動車運送事業者が、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客を運送することができるのは、急病人を運送する場合に限られています。

道路運送法第14条 回答 ( × )

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画のうち自動車車庫の位置又は収容能力を変更しようとするときは、認可を受けなければなりません。

道路運送法第15条 回答 ( ○ )

9. 営業所の住所に変更はなく、一般貸切旅客自動車運送事業者の主たる事務所のみを変更する場合は、届出等の手続は不要です。

道路運送法第15条、道路運送法施行規則第15条の2 回答 ( × )

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

道路運送法第20条 回答 ( ○ )

- 1 1. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

道路運送法第 2 2 条 回答 ( ○ )

- 1 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければなりません。

道路運送法第 2 2 条の 2 第 1 項 回答 ( ○ )

- 1 3. 貸切バスの営業所が複数ある場合、本社に統括する運行管理者を配置すると、営業所ごとに運行管理者を選任する必要はありません。

道路運送法第 2 3 条 回答 ( × )

- 1 4. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業のため利用させてはならないことが規定されているが、貸切バス事業者については当該規定は適用されない。

道路運送法第 3 3 条 回答 ( × )

- 1 5. 一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受を行う場合は、国土交通大臣に届け出なければならない。

道路運送法第 3 6 条 回答 ( × )

- 1 6. 一般貸切旅客自動車運送事業者はその事業を廃止したときは、その日から 3 0 日以内に届け出なければならない。

道路運送法第 3 8 条 回答 ( × )

- 1 7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。

道路運送法第 4 3 条の 1 5 回答 ( ○ )

- 1 8. 国土交通大臣は、必要な限度において道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続きに従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

道路運送法第 9 4 条第 1 項 回答 ( ○ )

- 1 9. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出しなければならない。

道路運送法施行規則第 6 6 条 回答 ( ○ )

- 2 0. 道路運送法関係法令では、旅客自動車運送事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されていますが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていません。

旅客自動車運送事業運輸規則第 2 条 回答 ( × )

- 2 1. 旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまつた場合はこの限りではない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 2 4 条 回答 ( × )

- 2 2. 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 2 4 条 回答 ( ○ )

- 2 3. 貸切バスの運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行の開始の日から一年間保存しなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 2 8 条の 2 回答 ( × )

- 2 4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所に少なくとも営業区域内の道路、地名、著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅が明示された地図であつて地方運輸局長の指定する規格に適合するものを備えておかなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 2 9 条 回答 ( × )

- 2 5. 日々雇い入れられる者や二月以内の期間を定めて使用される者は貸切バスの運転者として選任できません。

旅客自動車運送事業運輸規則第 3 6 条 回答 ( ○ )

- 2 6. 旅客自動車運送事業者は、毎年 1 2 月 3 1 日までに、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 4 7 条の 7 回答 ( × )

- 2 7. 旅客自動車運送事業者は、運行管理規程を国土交通大臣あて届け出なければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 4 8 条の 2 回答 ( × )

- 2 8. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款において、事業者は、天災その他事業者の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負わないと定められています。

一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款 回答 ( ○ )

- 2 9. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、運賃として扱わなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款 回答 ( × )

- 3 0. 自動車（国土交通省令で定める軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）は、道路運送車両法に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

道路運送車両法第 5 8 条 回答 ( ○ )

31. 「旅客自動車運送事業」とは、( ) に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
- A, 自己の目的 B, 自治体等の要請 C, 他人の需要  
**道路運送法第2条** 回答 ( C )
32. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを( ) の日から一年間保存しなければなりません。
- A, 運送申し込み B, 運送引き受け C, 運送終了  
**旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2** 回答 ( C )
33. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を( ) により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
- A, 乗務記録 B, 運行記録計 C, 運行指示書  
**旅客自動車運送事業運輸規則第26条** 回答 ( B )
34. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を( ) 選任しておかなければならない。
- A, 常時 B, 必要に応じ C, 需要の繁閑に応じ  
**旅客自動車運送事業運輸規則第35条** 回答 ( A )
35. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、( ) 歳以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
- A, 60 B, 65 C, 70  
**旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項** 回答 ( B )
36. 一般貸切旅客自動車運送事業者に用いる事業用自動車は、( ) ごとに定期点検整備を実施しなければならない。
- A, 1ヶ月 B, 3ヶ月 C, 6ヶ月  
**道路運送車両法第48条** 回答 ( B )
37. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、( ) 日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務があります。
- A, 50 B, 100 C, 150  
**旅客自動車運送事業等報告規則** 回答 ( B )
38. 一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が( ) 人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。
- A, 1 B, 2 C, 5  
**自動車事故報告規則** 回答 ( A )
39. 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後( ) 日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- A, 40 B, 50 C, 60  
**道路運送法第37条** 回答 ( C )

40. 旅客自動車運送事業者が講じておくべき事業用自動車の運行により生じた旅客その他の財産の損害を賠償するための措置は、1事故につき（ ）万円以上を限度額としててん補することを内容とするものでなければならない。

A, 200 B, 400 C, 600

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客  
その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じ 回答 ( A )  
ておくべき措置の基準を定める告示

【事業者名： 役職： 氏名： 】